

八、会社へ從業員三對シテ将来共絶対暴虐セサルコト

昭和五年六月二十二日

星製糸株式会社取締役  
星製糸參議團 代表

会

大西乙次郎  
細川上峰清治

井沼晴治

川

大西乙次郎

印

印

印

印

警視廳官房主事

小林光政

印

印

印

印

印

争  
5.7.11  
1306

第1975號

昭和五年六月二十五日

警視總監

丸山鶴吉

(二)

内務大臣 安達謙藏

社會局長官 吉田 岩殿

各廳府縣長官殿

北海道京都大阪神奈  
兵庫愛知福岡

星製糸株式會社勞働爭議二關入件 (別第一報)

要旨 (1) 会社は於てハ考井二日當て三者于、調停文書件が開大ナリトスル事  
(2) 従業員同盟ニテハ本争議が有利ニ解決セラシタリトテ氣勢ヲ擧  
タルカ本争議相手者及應援者同ニ利害全じカラサルズノアリテ  
内訳アリ